

さし網漁業の許可について

令和4年3月14日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第7号で定めるさし網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 さし網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流し さし網漁業	三崎突端と六島東端 を結んだ線以西の香 川県海面	4月20日から 6月15日まで	1	三豊市（粟島・西詫間）、 観音寺、伊吹に漁業の根 拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月14日～同年3月20日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年6月15日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) 使用漁具は浮子方1085メートル以内のもの1統のこと。

(ウ) 漁具の目合は10.6センチメートル以上のものを使用しなければならない。

(エ) さわらを目的とする他の漁業の漁場では昼間投錨碇泊してはならない。

(オ) -1 投網開始は18時、揚網完了は翌朝5時とする。

(オ) -2 時間を明記したことによって他種漁業との間に問題を起ささないよう、従前の協定及び慣行は、必ず遵守すること。

(カ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(キ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。